

## 保育所整備の共通審査基準

審査項目	共通審査基準
1 各種保健福祉計画等との整合性	各種保健福祉計画等に適合すること。
2 計画施設の基本プラン	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに認可等要綱（設備及び運営に関する基準）等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。
3 資金計画等	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること等。
4 設置主体の事業実績	近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。
5 設置主体の役員構成	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、関係諸法令に基づく法人の組織運営に係る要件を満たしているか、満たすことが確実であること。
6 準備状況	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会又は設立準備委員会（株式会社の場合は取締役会）の議決を経ていること。
審査基準の適用方法	上記の各項目を「適」・「不適」の2段階で評価し、1項目でも「不適」があった場合は不可とする。「不適」とは、各項目区分における合計が0点となった場合を言う。